

平成29年台風第5号に係る 鳥取県災害警戒連絡会議

【日 時】平成29年8月4日(金)午前9時30分~

【場 所】災害対策本部室(県庁第2庁舎3階)

【参加者】知事・副知事・統轄監、危機管理局・元気づくり

総本部、総務部、地域振興部・観光交流局・

福祉保健部・生活環境部・商工労働部・農林水産部・

県土整備部・企業局・病院局・教育委員会・

警察本部・鳥取地方気象台

目的

- ◆台風第5号に関する情報の共有、市町村・県民
- への注意喚起及び警戒・即応体制の確保を図る。

次第

- ◆知事挨拶
- 1 台風の現況及び今後の予測等
- 2 市町村・県民への注意喚起等
 - (1)市町村への依頼事項
 - (2)県民への注意喚起等
- 3 警戒・即応体制の確保
 - (1)県の体制
 - (2)各部局等の対応

1 台風の現況及び今後の予測等

※気象台説明資料を参照

2 市町村・県民への注意喚起等 (1)市町村への依頼事項

■市町村における対応の徹底

台風第5号の接近を踏まえた対応

- ★予防対策の検討・実施
 - 〇夜間に土砂災害警戒情報等が発表される恐れがある場合は、早めの避難勧告等の 発表と垂直避難等(家の2階以上や崖等の反対側への移動)の周知
 - 〇指定緊急避難場所・指定避難所・支え愛避難所などの自主避難所の対応災害(緊急的な2階以上の階の活用を含む)の事前の確認と住民への周知及び避難勧告等発表時の住民説明
- ※鳥取県気象予測システムやタイムライン(防災行動計画)の活用
- ●初動体制の速やかな確立 気象情報の収集伝達、職員参集体制の確認等
- ●積極的な情報配信

防災行政無線、あんしんトリピーメール、緊急速報(エリア)メール、Lアラート等報道機関の情報発信など複数手段の活用

- ●迅速な避難体制の確立
 - 避難勧告等発令基準や消防団等への連絡手段の確認等
- ●避難行動要支援者等の支援対策の強化該当施設等への情報伝達体制、避難誘導上の配慮等の確認等
- ●被害規模の早期把握と迅速な報告

(2)県民への注意喚起等

- ■市町村は防災行政無線等を活用、県はホームページ等を 活用して県民に警戒をするよう注意喚起
- ●指定緊急避難場所・指定避難所・支え愛避難所などの自主避難所の対応災害(緊急的な2階以上の階の活用を含む)の事前の確認
- ●気象注意報・警報・土砂災害警戒情報等の最新情報を TVやラジオ等 から入手するよう心がけること
- ●家の周りを点検し、飛散する可能性のあるものを屋内 に収納するか、固定すること
- ●状況が悪化した場合は不要不急な外出は控えること
- ●大雨の最中や直後には、増水した用水路や側溝等に 近づかないこと
- ●非常持出品の準備、避難経路、避難場所等の確認
- ●「避難準備・高齢者等避難開始」が発出されたら避難 行動要支援者等は避難行動を開始すること
- ●「避難勧告・指示(指示)」が発出されたら、あわてず速やかに 避難し、危険を感じたら早めに自主避難すること



★ 夜間に災害警戒情報が発表されるおそれがある場合は、早めの避難や、避難することが危険と思われる場合は垂直避難等(家の2階以上や崖等の反対側への移動)による安全の確保

(2)県民への注意喚起等

- ・なし・リンゴ等の風害対策、ビニールハウス の補強等強風対策の徹底
- ・農地・ため池の見巡り等は安全が確認された後に実施し、林業作業・施設工事等は無理に行わず、それぞれ人命最優先、2次被害防止を徹底
- ・漁業関係者の安全確保、漁船・漁具、漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災措置 の徹底
- ・県内河川及び湖沼の樋門操作の適切な対応
- ・工事看板、足場の固定
- ・建設資材等の保管(飛び散らない措置の確認)
- ・クレーン、杭打ち機等の転倒等の防止対策
- ・大雨による河川増水及び土砂災害警戒情報発令時は避難準備を取ること (土砂災害危険度情報は、NHKデータ放送やインターネットサイト、携帯電話及びケーブルテレビで県民に配信)
- ・全国的に台風の影響が出るおそれがあるため、旅行等に出かける場合は気象情報や交通 情報の入手に努めて適切な行動を取ること
- * 市町村教育委員会、各学校へ、通学時を含めた児童生徒等の安全確保及び施設の安全確 保等に万全を期すことを伝達
- * 観光客への適切な情報提供
- * 社会福祉法人、医療機関等に対する安全の確保に係る注意喚起

3 警戒・即応体制の確保 (1)県の体制

◎台風は、急に状況が変化し、迅速な対応を取る必要があることから、次のとおり体制を強化する。(1ランクアップ)

◆注意体制

本県が強風域に入った場合等、必要に応じて注意体制に移行する。

- *本注意体制の具体的な対応については各部局等の計画による。
- ◆警戒体制(1)

大雨注意報が発表された場合等に、警戒体制(1)に移行する。

- ◆鳥取県災害警戒本部 (警戒体制(2)) 暴風域が本県を通過することが見込まれる場合、大雨警報等が発表 された場合等に鳥取県災害警戒本部 (警戒体制(2))を設置する。
- ◆鳥取県災害対策本部 (非常体制(1)·(2)) 被害甚大な場合、特別警報が発表された場合等に移行する。
 - * 非常体制(1)でも、事務局応援職員を招集する場合あり
- ◆体制解除

各市町村の警報等が解除され、特段の被害等が確認されない場合は、体制を解除する。

★ただし、鳥取県近傍を通過しない場合で、台風の勢力が強くない場合等は、鳥取県地域防災計画の 別表「配備動員表」の配備基準により対応する。(通常の基準による)

(2)各部局等の対応

- ■県民等への情報提供(危機管理局、関係部局等)
 とりネット、あんしんトリピーメール、ツイッター、Lアラート等により台
 風関連の情報を適時的確に県民等へ情報提供
- ■中国・四国各県及び関西広域連合との情報の共有と迅速 的確な支援
- ■各部局等の対応のポイント
 - ①水防関連
 - ②農林•水産関連
 - ③福祉施設関連(高齢者施設等)
 - ④教育関連(学校、若鳥丸)
 - ⑤交通関連(公共交通機関、エアソウル・香港便、DBS)
 - ⑥警察関連(警察の体制等)
 - ⑦イベント・観光関連(共通) など

福祉保健部の対応

◆ 風水害対策の徹底

- 〇毎年、市町村、社会福祉法人、医療機関等へ通知により災害時要配慮者が利用する施設の風水害 対策について注意喚起を行っている。
 - [通知内容]・危険地域の確認・情報の収集、伝達体制の確立
 - ・実効的な災害警戒避難態勢の確立 ・災害発生時の県への被害状況連絡 (※平成29年6月12日通知済み)
- ○気象台が発表する気象情報、台風予想等に基づき、随時、福祉施設・医療機関へ情報提供を行うと ともに、大雨や強風に対する警戒や必要な対策を講じていただくよう注意喚起を行う。

農林水産部の対応

1 農業技術関係

〇農作物等の管理について、各市町村、農協、県地方事務所等へ対策を講じるよう連絡。

[連 絡 内 容]・農作物の管理について(水稲、大豆、野菜、花き、果樹、飼料作物、家畜)

・ビニールハウスの強風対策について

「農作物の状況」・ 梨 : 大袋かけが終了しているため、強風対策等(枝の固定、支柱補強等)を指導。

・白ネギ: 夏ネギは既に4割強を出荷。排水対策等を指導。

•プロッココリー:7月末頃から定植開始。定植が待てる場合は台風後まで待つよう指導。

・スイカ:7月26日に出荷終了。

2 農地・ため池関係

- 〇農政局から台風第5号接近に伴う事前点検及び災害発生時の復旧箇所における応急対策の実施 に係る通知を受け、各市町村、県地方事務所へ指示。
- ○各出先機関へ施工中の工事現場「現場管理の徹底」を指示。

3 林業関係

- 〇各総合事務所(八頭事務所・林業試験場含む)林業関係課及び林道担当に対して、管内事業者及び 各市町村への二次災害発生防止に向けて、情報収集と安全管理の呼びかけ徹底を依頼。
- ○各林業関係組合に対して、各組合員への安全対策・安全管理の徹底を依頼。
- 〇森林づくり推進課指定管理施設(出合いの森)への安全管理の徹底を依頼。

4 水産関係

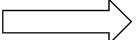
〇各漁業協同組合や水産関係団体向けに、漁業関係者の安全確保、漁船・漁具、漁港・海岸保全施設、 漁業用施設等における防災措置について依頼。

県土整備部の対応

1 工事現場の資材管理等の徹底

各県土整備事務所・局とも、工事現場での強風等による資材の飛散防止等を行うよう請負業者に指示・連絡し、対応を しているところ。 付 置 曜日 時間 В

- ■工事現場での対応
 - 工事看板、足場の固定
 - ・建設資材等の保管(飛び散らない措置の確認)
 - ・現場内の土砂の流出の恐れなどがないか点検
 - ・盛土、切土法面のシート養生等による崩壊防止対策実施
 - ・クレーン、杭打ち機等の転倒等の防止対策実施
 - ・大雨による増水等の対応 など
- 2 県内河川及び湖沼の適切な樋門操作の周知徹底 (満潮時に警戒が必要)



2:27

12:07

2:49

12:50

3:12

13:33

3:37

14:17

2:02

11:50

2:24

12:30

2:49

13:10 3:17

13:50

土

 \Box

月

火

 \pm

日

月

火

8月5日

8月6日

8月7日

8月8日

8月5日

8月6日

8月7日

8月8日

墇

田後

満

潮

時

刻

\
_
>
/

3 台風接近時の道路・河川等のパトロール体制等

各所・局とも、台風接近に伴い状況変化(気象情報・県内での降雨状況等)に応じて管内をパトロールするよう、体制を 整えている。また、水防体制及び土砂災害対応についても、状況に応じて速やかな対応を行う。

- ※鳥取県中部地震に伴う土砂災害警戒情報の基準の引き下げ継続中。
- ※国道53号(智頭町市瀬地区)への土砂流出に係る監視体制等を確保(別紙のとおり)。
- なお、国道53号の通行規制は、国交省が通行止基準※により実施する。
 - ※時間雨量20mmに達することが予想される場合又は連続雨量40mm以上に達した場合 監視体制のうち下流土石流センサーの切断が確認された場合
 - ●NHKデータ放送により土砂災害危険度情報が確認可能となった(今年5月市町村に再周知)。
- 4 (一社)鳥取県建設業協会と災害時応援協定に基づく対応

災害発生時には、「災害時における応急対策業務等に関する基本協定書」に基づいて対応していただくよう、(一社)鳥 取県建設業協会と事前に確認。 12

監視体制(監視計測機器)整備状況 ~ 国道53号(智頭町市瀬地区)への土砂流出 ~



NHK地上デジタル放送による『土砂災害危険度情報』の提供について

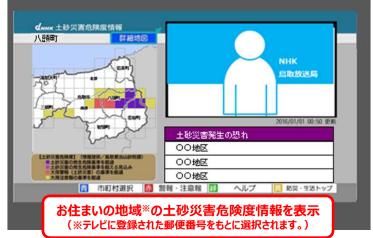
NHK鳥取放送局の地上デジタル放送(データ放送)を通じて、ご家庭のテレビで、大雨による土砂災害発生 の危険度をリアルタイムに確認できます。 平成28年9月から開始しました。

操作方法

- 1. NHK総合テレビにチャンネルを合わせ、リモコンの『d』ボタン(データ放送)を押します。
- 2. リモコンで『防災・生活情報』を選択します。
- 3. リモコンで『土砂災害危険度情報』を選択します。











土砂災害警戒情報の基準の引き下げについて

平成28年10月21日の鳥取県中部の地震発生後、地震により地盤が緩んでいる可能性があるため、 震度5強以上を観測した下記市町村について、同日18時00分より暫定基準を設けて運用。 (鳥取県土砂災害警戒情報システムにおいても、対象市町村の基準を暫定基準へ変更。)

〇震度6弱 倉吉市、湯梨浜町、北栄町



通常基準の7割

〇震度5強 鳥取市北部、三朝町

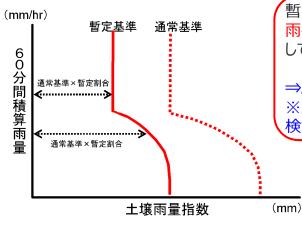


通常基準の8割

(暫定基準に変更する市町村)

| 北栄町 | 湯梨浜町 | 鳥取市北部 | | 倉吉市 | 三朝町 | | 震族6弱 | (地震情報:平成28年10月21日14時24分 気象庁発表より)

(暫定基準の作成イメージ)



暫定運用の廃止は、実際に降 雨を経験して、影響を検証(※) してからの判断となります。

⇒**廃止は早くてH29秋見込み** ※鳥取県と鳥取地方気象台で 検証します。

通常基準の7割に引き下げる市町村

通常基準の8割に引き下げる市町村

地震発生後、初めて経験する出水期のため、降雨の際はより一層の土砂災害への 注意をお願いします。

教育委員会の対応

1 学校・教育機関への注意喚起等

- 〇台風の接近を踏まえ、文部科学省提供情報等について、県立学校、市町村教育委員会等へ提供を実施。今後も、最新の状況等を速やかに、関係機関へ情報提供する。
 - ※児童生徒等の安全確保、施設設備の被害防止等について、遺漏がないよう関係機関に対し、 注意喚起を実施していく。

2 台風接近時の対応等

- 〇学校については、夏季休業日であるが、不要不急の登校等を控えるなど、児 童生徒の安全を第一に考え、対応を行う。
- 〇海洋練習船若鳥丸:台風の影響を避けるため、8/5午後~、隠岐に避難予定